

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由	
編章節条		編章節条			
第8編 第1章 第1節	砂防編 砂防 えん 堤 適用	第8編 第1章 第1節	砂防編 砂防 堰 堤 適用	語句の修正 項目見出しの追記	
	1 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート 堰 堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防 堰 堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する <u>ものとする。</u>		1 <u>適用工種</u> 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。		
	2 <u>工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。</u>				
	3 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による <u>ものとする。</u>		2 <u>適用規定（1）</u> 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による。		項目見出しの追記
	4 <u>軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</u>				
	5 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による <u>ものとする。</u>		3 <u>適用規定（2）</u> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。		項目見出しの追記
	6 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による <u>ものとする。</u>		4 <u>適用規定（3）</u> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。		項目見出しの追記
7 <u>請負者</u> は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しななければならない。	5 <u>水位の観測</u> <u>受注者</u> は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	項目見出しの追記			
第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>（平成14年3月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成17年12月）</u>	第2節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>（平成25年10月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（平成25年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>（平成24年12月）</u>	適用諸基準の改正	

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 1-4-1	法面工 一般事項	第4節 1-4-1	<u>工場製品輸送工</u> <u>一般事項</u> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	工場製品輸送工の追記（国に準拠）
		1-4-2	<u>輸送工</u> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
		第5節 1-5-1	<u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	軽量盛土工の追記（国に準拠）
		1-5-2	<u>軽量盛土工</u> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
第4節 1-4-1 2	法面工 一般事項 請負者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工一のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</u> 」、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第6節 1-6-1 2	法面工 一般事項 <u>適用規定</u> 受注者は、法面の施工にあたって、「 <u>道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面施工編 斜面安定工編</u> 」（ <u>日本道路協会、平成21年6月</u> ）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（ <u>全国特定法面保護協会、平成25年10月</u> ）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（ <u>地盤工学会、平成24年5月</u> ）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 適用諸基準の改正 適用諸基準の改正
第6節 1-6-1 1	コンクリート堰堤工 一般事項 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	第8節 1-8-1 1	コンクリート堰堤工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5	<p>請負者は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	5	<p><u>新コンクリートの打継</u> 受注者は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	項目見出しの追記 誤字の修正
7	<p>請負者は、次の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。 (2) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 (3) 降雨・降雪の場合。 (4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合</p>	6	<p><u>コンクリートの打込み</u> 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。 (2) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 (3) 降雨・降雪の場合。 (4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。</p>	項目見出しの追記 文章表現の修正
1-6-4	<p>コンクリート堰堤本体工</p>	1-8-4	<p>コンクリート堰堤本体工</p>	
7	<p>請負者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。</p>	7	<p><u>1層の厚さ</u> 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。</p>	項目見出しの追記 文章表現の修正
第7節	<p>鋼製堰堤工</p>	第9節	<p>鋼製堰堤工</p>	
1-7-1	<p>一般事項</p>	1-9-1	<p>一般事項</p>	
1	<p>本節は、鋼製堰堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	1	<p><u>鋼製堰堤工の種類</u> 本節は、鋼製堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	項目見出しの追記 語句の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第8節 1-8-1	護床工・根固め工 一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	第10節 1-10-1	護床工・根固め工 一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
第9節 1-9-1	砂防堰堤付属物設置工 一般事項 本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	第11節 1-11-1	砂防堰堤付属物設置工 一般事項 本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	語句の修正、表現の修正
1-9-4	境界工	1-11-4	境界工 <u>境界ブロックの施工</u> 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。	境界ブロックの施工の追記 語句の統一
		5	<u>境界ブロックの目地間隙</u> 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	境界ブロックの目地間隙の追記
第10節 1-10-1	付帯道路工 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	第12節 1-12-1	付帯道路工 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2章 第2節	<p>溪流保全工（流路） 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>(平成11年3月)</u> 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>(平成11年3月)</u> 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>(平成11年3月)</u></p>	第2章 第2節	<p>溪流保全工（流路） 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 <u>(平成24年7月)</u> 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 <u>(平成22年3月)</u> 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 <u>(平成23年6月)</u></p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の統一</p> <p>適用諸基準の改正</p>
		第3節 2-3-1	<p><u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、<u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	<p>軽量盛土工の追記(国に準拠)</p>
		2-3-2	<p><u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u></p>	
第3節 2-3-1	<p><u>流路護岸工</u> 一般事項 本節は、護岸工（流路護岸工）として作業土工、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	第4節 2-4-1	<p><u>護岸工</u>（流路護岸工） 一般事項 本節は、護岸工（流路護岸工）として作業土工、<u>(床掘り・埋戻し)</u>、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表現の修正</p>
第4節 2-4-1	<p>床固め工 一般事項 本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体内工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p>	第5節 2-5-1	<p>床固め工 一般事項 本節は、床固め工として作業土工、<u>(床掘り・埋戻し)</u>、埋戻し工、床固め本体内工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>表現の修正</p>

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第5節 2-5-1	<p>根固め・水制工 一般事項</p> <p>本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	第6節 2-6-1	<p>根固め・水制工 一般事項</p> <p>本節は、根固め・水制工として作業土工（<u>床掘り・埋戻し</u>）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第3章 第2節	<p>斜面对策 適用すべき諸基準</p> <p><u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これによりより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成8年7月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成12年3月)</p> <p>PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)</p> <p><u>地すべり</u>対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成15年6月)</p> <p><u>地すべり</u>対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊） (平成8年4月)</p> <p><u>地すべり</u>対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊） (平成8年4月)</p>	第3章 第2節	<p>斜面对策 適用すべき諸基準</p> <p><u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これによりより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 <u>新</u>・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成23年6月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)</p> <p>PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き (平成22年9月)</p> <p><u>斜面防災</u>対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p> <p><u>斜面防災</u>対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	適用諸基準の改正及び追加
		第3節 3-3-1	<p><u>軽量盛土工</u> 一般事項</p> <p>本節は、<u>軽量盛土工</u>として、<u>軽量盛土工</u>その他これらに類する工種について定める。</p>	軽量盛土工の追記(国に準拠)
		3-3-2	<p><u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工</u>については、<u>第3編2-11-2軽量盛土工の規定</u>による。</p>	

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 3-3-7 9	<p>法面工 抑止アンカー工</p> <p>請負者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。</p>	第4節 3-4-7 9	<p>法面工 抑止アンカー工</p> <p>テンドンの挿入 受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
第6節 3-6-1 1	<p>地下排除工 一般事項</p> <p>本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p>	第7節 3-7-1 1	<p>地下排除工 一般事項</p> <p>適用工種 本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り・埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
5	<p>請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	5	<p>集水井の掘削 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
6	<p>請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	6	<p>集水井の施工 受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正
第7節 3-7-1	<p>地下水遮断工 一般事項</p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	第8節 3-8-1	<p>地下水遮断工 一般事項</p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正
第8節 3-8-1	<p>抑止杭工 一般事項</p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p>	第9節 3-9-1	<p>抑止杭工 一般事項</p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4章 第1節	急傾斜地崩壊対策事業 適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	第4章 第1節	急傾斜地崩壊対策事業 適用すべき諸基準 <u>受注者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。	表現の修正
第4節 4-4-1	工事中の安全対策 一般事項 本節は、急傾斜地崩壊防止工事中の安全対策として <u>下記</u> の事項を必ず講じる事として定めるものとする。	第4節 4-4-1	工事中の安全対策 一般事項 本節は、急傾斜地崩壊防止工事中の安全対策として <u>以下</u> の事項を必ず講じる事として定めるものとする。	